

個人13
法人8

事業開始前に行った設備投資は、仕入税額控除の対象となりますか？

消費税における事業を開始した日、すなわち「**課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日**」とは、課税資産の譲渡等を開始した日のみを意味するのではなく、その事業を行うために必要な事務所、店舗等の賃貸借契約の締結、資材等の課税仕入れ等の**準備行為を行った日も含まれる**こととなります。

したがって、課税資産の譲渡等に係る事業を行うために設備投資を行ったのであれば、その時点で事業を開始したものと考えられますので、例えば、**新規開業者として課税期間の初日に遡ってインボイス発行事業者の登録を受けた場合**、課税期間の初日から課税事業者となり、**そうした設備投資についても帳簿及びインボイスの保存を行うこと**で仕入税額控除の対象となります。